

議 事 録

令和2年1月10日

開催場所	本庁 2階 202・203会議室	13:30～15:00
会議名	第32回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	浅野 吉岡康 吉岡輝 玉岡 木津 中川 西田 雪岡 藤室 森田安 福永	
	松山 仁保 北出 福地 森田克 中尾 二谷 森本 中井 森川	
	[推進委員] 坂口 (計20名)	
欠席者	坂本 北川 宮寄	
事務局	高木 福山 勝本 岡森 今出	
議 事		
議長	皆さまおそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第32回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日、坂本委員、北川委員、宮寄委員から欠席の連絡があり、現在、出席委員は総数23名中20名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。20番の森本委員さん、23番の森川委員さんをお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。なお、本総会開催にあたっては、府中地区農地利用最適化推進委員の坂口委員に出席を求め、出席をいただいておりますことをあらかじめご報告申し上げます。	
議長	それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	賃貸借の合意解約がなされ、報告件数22件、筆数は田のみの45筆、面積は合計89,158㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
事務局	無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数2件、筆数は田4筆、畑1筆の合計5筆、面積は田9,025㎡、畑1,410㎡の合計10,435㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようです。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。 続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案書第1号No.1・No.2について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 神戸地区、所在地は上神戸の田2筆・畑2筆の合計4筆、面積は合計811.42㎡、譲渡人は愛知県長久手市の〇〇〇〇さん、譲受人は上神戸の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は347aで許可後は355aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が12年、父・妻も12年で常時従事されています。農機具はトラクター3台、田植え機、コンバインを各1台所有されており、以前から青菜等の野菜を耕作されております。現地は自宅の隣地であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。	

事務局	No.2 西柘植地区、所在地は新堂の田3筆、面積の合計6,120㎡、譲渡人は新堂の○○○○さん、譲受人は新堂の○○○○さんです。譲受人の耕作面積385aで許可後は446aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が40年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバインをそれぞれ2台、田植え機を1台所有されており、取得後は水稻を耕作する予定です。現地は自宅から約200mと近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、神戸地区担当委員、西柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森田安委員	No.1について説明いたします。譲渡人の○○さんの持ち家も現在○○さんが既に住まれており、その周囲の田畑の所有権移転も併せてするための手続きです。自宅のすぐ隣の農地なので、問題なく耕作していただけます。
仁保委員	No.2について説明いたします。譲渡人の○○さんは以前から農業を続けることが困難で、今も○○さんが耕作していました。今回、所有権の移転をしてもらいたいの話になりました。引き続き耕作はしてもらえと思いますが、水田しにくい農地なので、大豆とかの耕作をして管理していってもらえるそうです。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1・2について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1・2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1・2は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.3～6を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.3 花之木地区、所在地は法花の畑1筆、面積は1,196㎡で贈与による所有権移転です。譲渡人は吹田市の○○○○さん、譲受人は法花の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は0aであるため、1月7日に新規営農にかかる面接を実施しました。大阪に在住の父親から子への贈与であり、自宅に隣接する農地であるため、効率良く耕作でき、親子ともに3年～20年の農作業経験があることから、今回、さつまいも・キャベツ・大豆を耕作するとの事で承認を得られました。取得後の耕作面積は12aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農機具は、耕うん機を1台所有されており、野菜を耕作する予定です。現地は自宅に隣接する農地であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4 花之木地区、所在地は大内の田7筆、面積は合計4,893㎡、譲渡人は大内の○○○○さん、譲受人は西宮市の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は386aで許可後は435aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。本人の農作業歴は6年で常時従事されています。農機具はトラクターを3台、耕うん機、コンバイン、田植機をそれぞれ1台所有されており、水稻を耕作する予定です。現地は伊賀市の農舎事務所から車で5分と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.5 丸柱地区、所在地は音羽の田4筆、面積は合計8,184㎡、譲渡人は大阪府堺市の〇〇〇〇さん、譲受人は音羽の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は82a、昨年12月19日まで利用権設定がされていた農地を農地法第3条で譲受けるため、許可後の耕作面積も同じく82aとなります。伊賀市の下限面積についても満たしております。農作業歴は本人が24年、妻が15年、弟が21年で常時従事されています。農機具は田植機、トラクター、コンバインをそれぞれ1台所有されており、水稻を耕作する予定です。現地は自宅から徒歩3分と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6 久米地区、所在地は四十九町の田2筆、面積は合計4,752㎡、譲渡人は緑ヶ丘本町の〇〇〇〇さん、譲受人は緑ヶ丘中町の〇〇〇〇さんです。譲受人の伊賀市での耕作面積は86aで取得後の耕作面積は133aとなり、伊賀市の下限面積について問題ありません。農作業歴は本人が25年で同居する妻が10年、母が40年で常時従事しております。譲渡人は譲受人の母方の親族で、以前から申請地を譲受人が耕作しており今後も水稻を耕作する予定です。農機具はトラクター、田植え機、軽トラックをそれぞれ1台、所有されています。〇〇〇〇に加入する予定で地元との調和も図れています。申請地は自宅から1.5kmの田で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、花之木地区担当委員、丸柱地区担当委員、久米地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
木津委員	No.3について説明いたします。12月18日に現地立会いをしました。譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人はすでに申請地を借りて耕作をしています。今後も続けていくと立会い時に確認もしました。継続してくれると農地が荒れずに済むので、何ら問題ないと思います。
木津委員	No.4について説明いたします。譲受人の〇〇さんの住所は西宮市ですが、拠点は伊賀市にありますが、経営面積が大きいので、管理上の問題を確認したところ、農地全体は自身で管理されており、また、他にも一緒に耕作してくれる方もおられ、その方ときちんと農地を耕作しているとの話も聞かせてもらいました。
福地委員	No.5について説明いたします。12月20日に現地を確認しました。譲受人は中山間地域の強いつながりがあり、先代より当該農地は利用権を設定し耕作されていました。現在、譲渡人が大阪に住んでおり、今回購入する話になりました。以前から農地を管理してくれており、現地確認上何ら問題ないと判断しました。
玉岡委員	No.6について説明いたします。12月24日に現地立会いをしました。現在、田は綺麗に耕作されており、譲受人は今後〇〇〇〇にも加入するとのことで、しっかり耕作していって欲しい、問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.4について質問します。この農地は全て圃場整備されていますか。また、譲受人は県外に住所を置いています。所有農地は正しく管理されていますか。放置されている農地があるのではないかと心配です。
木津委員	申請地は、譲渡人が一括して売りたいとの意思があり今回の申請がありました。字が清水谷については、全て圃場整備されており、他の農地は整備されていません。〇〇さんの所有地については、先ほども申し上げましたが間違いなく耕作されていると確認しました。一緒に耕作する人もたくさんおられるそうです。ただ、一部水田に適さない農地については、少し荒れている所もあるそうですが、今後畑として活用していくそうです。将来的には、伊賀市に拠点を置いて耕作していきたいとの思いがあるそうです。
森田安委員	引き続きNo.4について質問します。収穫した米については、どこへ出荷されているのでしょうか。
木津委員	地元のJAとかには卸さず、自身で売っていると聞きました。

議長	他にご意見はございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.3～6について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.3～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.3～6は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1・No.2について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 新居地区、所在地は東高倉の田1筆、面積は930㎡、転用しようとする地目は雑種地です。申請人は東高倉の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、新居小学校から北に約300mに位置する農地で、河川と山林に囲まれた基盤整備されていない10ha未満の小規模な農地であるため、全ての農地区分の要件を満たさないその他の農地、第2種農地と判断します。当該農地を太陽光発電施設として管理し、休耕地を活用していくとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実にされるものと判断しております。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはコンクリートブロックとフェンスを設置いたします。太陽光パネルを168枚、パワーコンディショナーを6台設置します。取水は無く、排水は雨水のみで、自然浸透にて放流します。工事期間は許可日から令和2年3月末日までの計画です。区や水利組合、また隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。
事務局	No.2 小田地区、所在地は小田町の畑2筆、面積は合計373㎡、転用地目は宅地です。申請人は小田町の〇〇〇〇さんです。施設の概要は住宅1棟と進入路です。旧伊賀市役所本庁舎から西約1kmに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。当該農地は、これまで、1185番2と1185番1の2筆計673㎡であったが、この後の第5条申請で孫の一般住宅の建築と合わせ、用途に合わせ分筆を行いました。申請人の農業用倉庫へ入るための進入路(1185番4)が平成元年頃に設置され、現在長女が居住している一般住宅(1185番2)が平成13年頃に建築されており、これまで利用していたため始末書を添付させての申請です。取水は上水を引き込んでおり、雨水、雑排水は、合併浄化槽を設置し申請地周辺に設置された側溝より道路側溝へ放流しています。以前からこの状態で利用しているため改めて工事期間はなく、周辺土地所有者とも問題は起きていません。本申請により改めて区長との協議が整っております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっておりますが、周辺農地は申請人の所有する農地のみで支障はないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、新居地区担当委員、小田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中川委員	No.1について説明いたします。申請人の東瀬さんは農業をしておらず、また水利の管理からも抜けており、現在アワダチソウがたいそう茂っており、管理されておりませんので、太陽光パネルを設置して土地を整備してもらったほうが環境に良く、特に問題ありません。
玉岡委員	No.2について説明いたします。12月24日に現地立会いをしました。申請人の孫の家を建築したいそうです。進入路については、住宅への進入路として利用されており、転用については特に問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。

議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1・2について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1・2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1・2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～4について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 新居地区、所在地は東高倉の田2筆、面積は合計1,417㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は大阪市生野区の〇〇〇〇さん、譲受人は東京都渋谷区の〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、新居駅から西に約300mに位置する、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。本来、太陽光パネル設置割合は40%以上が適正とされており、申請地は37.4%となっておりますが、申請地はいびつな農地であるためパネルの形状上、またフェンスの設置を行うため、パネルを設置する場所がないため問題ないと判断しました。フェンスについては畦畔より50cmセットバックし設置します。当該農地を太陽光発電施設として管理をし、休耕地を活用していくとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断しております。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを324枚、パワーコンディショナーを17台設置します。取水は無く、排水は雨水のみで、自然浸透にて放流します。工事期間は許可日から令和2年7月末日までの計画です。区や水利組合、また隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。
事務局	No.2 府中地区、所在地は服部町の畑1筆、面積は1,358㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は服部町の〇〇〇〇さん、譲受人は服部町の(株)〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は資材置場です。申請地は、パチンコダイナム上野店から北西に約100mに位置し、北側に接する農地とは土性が異なり、西・東・南側は店舗駐車場及び自動車工場となっており、基盤整備されていない農地であることから、第2種農地と判断します。譲受人が営むゴルフ練習場のネット及びマット置き場として利用したいとのことから、転用することはやむを得ないものと考えられます。工事期間は許可日から令和2年3月末日までとなっております。土地造成は整地のみで、ブロックフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透及び既設水路へ放流する計画です。区や周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。

事務局	<p>No.3 府中地区、所在地は山神の田2筆、面積は合計9,032㎡、転用地目は一時転用です。賃貸人は山神の〇〇〇〇さん他1名、賃借人は東条の〇〇〇〇(株)代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し砂利採取に利用するものです。申請地は、柘植川に架かる山神橋から南西に約200mに位置する農振農用地に該当します。申請法人 〇〇〇〇(株)は、昭和55年12月に設立された法人で、伊賀地域を中心に建材業を行う一方、昭和56年度から砂利採取業を行っております。採取計画によりますと、全体面積9,032㎡に対し砂利採取面積は7,710.55㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深3m、安定勾配は垂直距離1mに対して水平距離1.2m、比率としては1:1.2で切り込み、17,176.4㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は、場内に一時堆積し水切りした後、申請地から東へ約1.7km付近に位置する自社所有プラントに搬出します。埋め戻し土につきましては、旧表土を0.5m、山土を2.25m、脱水ケーキを0.25m充てる計画となっております。山土については、申請地から南へ約14km付近に位置する、伊賀市大滝地内の自社土採取場からの山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済んでおり、危険防止計画を策定し、危険防止のための標識及び、安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮します。排水は雨水のみで、南側の既設水路から柘植川へ放流する計画となっております。事業は自己資金にて行い、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しは、〇〇〇〇にて責任を負うことが可決決定した総会の議事録が添付されていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請も行われているとともに、区や周辺地権者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断しております。</p>
事務局	<p>No.4 小田地区、所在地は小田町の畑2筆、面積は合計254㎡、転用地目は宅地です。譲渡人は小田町の〇〇〇〇さん、譲受人兼貸人は〇〇〇〇さん、借人は〇〇〇〇です。施設の概要は居宅1棟と駐車場です。旧伊賀市役所本庁舎から西約1kmに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。当該農地は、先ほど第4条許可で審議いただいた横の土地で、1185番2と1185番1の2筆計673㎡を用途に合わせ分筆を行いました。譲渡人と長男が居住する母屋(1186番1)と第4条申請の長女が居住する居(1185番2)に囲まれた狭小の農地で周囲は分筆した際に残った畑があるだけで全て宅地となっております。今回の転用はやむを得ないものと考えられます。伊賀市の適正な土地利用に関する条例による軽易な建築開発事業等届出書が提出されており、転用は確実に行われるものと思われま。全体面積に対し、駐車場面積は47.04㎡、建築面積は75.35㎡となっており、建ぺい率は29%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はございません。土地造成は整地のみで、取水は上水道、排水については、雑排水は合併浄化槽を設置し既設排水路へ放流、雨水は申請地の周囲に設置する側溝より既設の道路側溝へ放流いたします。工事期間は許可日から令和2年7月末日までとなっております。地元地区、周辺土地所有者に事業の説明済みで同意も得られております。周辺農地は譲渡人の分筆した畑のみで転用について問題ないものと判断します。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、新居地区担当委員、府中地区担当委員、小田地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
中川委員	<p>No.1について説明いたします。〇〇さんが現在大阪に住んでおり、家は東高倉に残っていて、たまに帰ってくるぐらいなので、管理ができず、誰かに管理してもらいたいと思い、売買の話をしていました。長期放置してある田であり、管理できないことから転用はやむを得ないと思います。</p>
坂口推進委員	<p>No.2について説明いたします。12月19日に現地立会いをしました。と自動車工場の裏にある荒れていた農地であり、今後きちんと整備して資材置き場にするとのこと。現地の横の農道は2m幅ぐらいしかなく、2トン車ぐらいしか通れないと思いますが、転用に問題ないと思います。</p>
坂口推進委員	<p>No.3について説明いたします。申請地には中部電力の電柱も建っていますが、中部電力のほうでは問題ない旨を確認し、了承を得ているようで、特に問題ないと思います。</p>

玉岡委員	No.4について説明いたします。〇〇さんの譲受人が孫にあたり、借り人が今後夫になる方だそうです。住居を建てられるため宅地に転用する手続きをされました。特に問題ないと思います。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～4について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1～4は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定36件、再設定16件で、計画面積は合計201,923㎡です。</p> <p>(説明)</p> <p>以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。</p>
議長	説明が終わりました。これより10分間の休憩及び確認時間といたします。
	<<休憩>>
議長	休憩時間・確認前に引き続き会議を再開し、質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
議長	<p>つづきまして、事項書3、本総会による「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」の採択に移ります。</p> <p>昨年10月、2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されました。この間、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発出され、三重県農業会議会長から本決議の採択について依頼がありました。一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響の大きさは計り知れません。農業委員、農地利用最適化推進委員は、組織一丸となって再発防止に取り組み、国民の信頼回復に努めなければなりません。よって、本総会により、農業委員会の法令遵守について改めて確認するため「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」の採択を行うことといたします。吉岡会長職務代理より提案をお願いします。</p>

吉岡康 職務代理者	(決議を朗読して提案する)
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
福地委員	1つ目に、議事参与の制限とは、どこまでになるのか。2つ目に、農地利用最適化推進委員も並列に挙げられているが、推進委員へ確認は済んでいるのか。
事務局	議事参与とは、農業委員等と利害関係のある者、簡単に言えば身内等であり、その者が係わっている案件については、採決できないとされている。 推進委員の方へは確認を取っていないため、今回のことを農業委員から伝えていただきたいと考えています。
吉岡推進委員長	農地利用最適化推進委員としては、当面会合等がないため、決議内容について各地区内で農業委員がお会いした時に発信していただきたい。また、今回の決議文書を各推進員の発送願いたい。
議長	他にございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」について全体の拍手で採択をお願いします。＜拍手＞ 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」は採択されましたので、決議書の(案)の文字を消してください。
議長	以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第32回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和2年2月10日

会 長

浅 野 潤 熹 ⑩

議事録署名者

森 本 吉 光 ⑩

議事録署名者

森 川 恵 美 子 ⑩
